

令和3年度芦東山記念館館長講座  
「女性をめぐる仙台藩・一関藩・盛岡藩の法」

第1回

密通のはなし

令和3年6月5日（土）13時30分～15時  
於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

昭和22年（1947）以前に効力をもっていたわが国の刑法第183条は、「①有夫の婦姦通したときは、二年以下の懲役に処す。その相姦したる者、亦同じ、②前項の罪は本夫の告訴を待ちてこれを論ず。ただし、本夫姦通を縱容したときは、告訴の効なし」と規定していた。つまり、夫のある婦人が夫以外の男と性交したとき、その婦人及び相姦者である男は夫の告訴を待って、2年以下の懲役に処された。ただし、夫が姦通を勧めた場合は告訴の効果がない。これを「姦通罪」と呼んでいる。

一方、妻のある男子が妻以外の婦人と性交しても、相姦者として処罰される以外には処罰されない。つまり、男は、例えば江戸（東京）にあった吉原などの遊廓で遊んでも、何ら処罰されなかった。これは明らかに男女の平等に反するので、昭和22年の刑法改正で削除された。以後、夫や妻の不貞行為は、離婚請求の原因にはなっても、刑罰を科せられることはなくなったのである。

昭和22年まででさえこのようだったから、江戸時代においてはどうだったかは、容易に想像ができるだろう。夫が遊んでも罪になることはない一方、妻の貞操はより一層厳しく求められた。妻が夫以外の男と性交することは「密通」と呼ばれて、重罪とされた。

そこでここでは、その密通が、江戸時代の一関市域でどのように規制され、またそれが発覚したときに如何に処理されたかを紹介する。

なお、本年度も資料として江戸時代の刑事判例を多く利用するが、これらの刑事判例は一般に裁く側の意見が示されているだけで、裁かれる側の主張は記されない。しかし、裁かれる側にもそれなりの言い分があったはずである。そのような文面に表れていない裁かれる側の言い分を推測することも（難しいことではあるが）必要だろうと思う。

I 密通に関する法令

一関藩の法令集は未見のため、ここでは幕府と仙台藩の法令のみを掲げる。

1) 幕府

『公事方御定書』下巻(寛保2年(1742)制定)第48条「密通お仕置きのこと」

一密通いたし候妻 死 罪

一密通の男 死 罪

一密通の男女ともに夫殺し候わば 紛れなきにおいては構いなし

すなわち、第1項・第2項は、密通した妻とその相手の男（これを密夫と呼ぶ）を、ともに死罪と規定する。一方、その第3項は、密通した男女を夫（これを本夫という）が殺

した場合、密通が紛れなければその本夫は構いなし、つまり罪を問わないとした。これが江戸時代のみならず、それ以前にも遡り得る基本的な原則だった。

このように、密通は男女が死罪に処されるほどの重罪とされながら、幕府は、密通は本夫の訴えがなければ犯罪とはならず、当事者同士が話し合って決着をつける（これを内済と呼ぶ）ことができることにした。密通は、世間体の悪いものであり、できることなら表沙汰にしたくないのが当事者及び関係者の思いだったろう。その思いに配慮した措置といえようか。古川柳にも

据えられて七両二分の膳を喰い 生けておく奴ではないと五両とり  
まおとこ 間男のからだ一尺が一両 あつかいで村間男は五俵出し  
などある。

なお、密通は姦通よりも広い男女関係に用いられ、『公事方御定書』下巻第48条には「下女・下男の密通」や「主人の娘と密通」などの規定があり、前者の場合は下女・下男とも主人に身柄を渡され、後者の場合はその奉公人は中追放となり、相手の娘は手鎖を懸けられて親へ渡された。

## 2) 仙台藩

元禄16年(1703)制定の『評定所格式帳』第22条「密通の類」

一夫これある女に密通の者、男女ともに獄門になり申し候、

只今は、相対の密通、男女ともに島の奴に仰せ付けられ候、強いて犯し候者、

男は死罪、女はお構い御座なく候、

一本夫を密夫殺し候えば、男女ともに磔になり申し候、

只今は、密夫、本夫を殺し候えば、密夫、獄門に相行われ候、妻、密夫に申し合わせ、本夫を殺し候えば、妻、磔に相行われ候、

一夫これなき女に密通の科、(中略)男は流罪・追放、女は牢舎にて御免(後略)、

只今は、相対の密通、男女とも日数の牢舎仰せ付けられ候、強いて奸し候えば、男は島の奴、女はお構い御座なく候、

一夫をもち候女、むたいに密通いたされ候えば、お構いこれなく候、

第1項では、有夫の女に密通した場合は、男女とも獄門と規定する。しかし、享保12年(1727)正月16日の法令で男女とも島奴に処されるようになった。第2項は、密通のうえ密夫・密婦が本夫を殺したときは、男女とも磔に処される。これも明和5年(1768)頃の取り扱いでは、密夫は獄門、妻が密夫に申し合わせて本夫を殺害したときは、妻は磔とされる。

第3項は、夫のない女に密通したケースで、男は流罪・追放、女は牢舎とされたが、修正後は男女とも日数牢舎という、軽い拘禁刑に処される。また、夫のない女が強姦された場合は、男は島奴になるが女は構いなしとされる。第4項は有夫の女が強姦された場合で、これも女は構いなしであるが、強姦した男がどう処罰されたかについては規定がない。しかし、第1項の只今の部分で強姦した男は死罪があるので、元禄期には獄門以上の刑に処されたのではなかろうか。

一方、『評定所格式帳』には、本夫が密夫・密婦を殺害した場合の規定がない。しかし、『義山公(=2代藩主忠宗)治家記録』巻の7、慶安2年(1649)6月2日条(『仙台藩史

料大成『伊達治家記録』5（宝文堂、1974）349頁）に、密通した自分の妻と自分の兄を斬殺した歩小姓組遠藤九兵衛が、その行為は苦しからず、とされている記事があるので、本夫が妻と密夫を殺害しても罪に問われないことは、すでに早くから当然のこととされていたと判断してよからう。

## II 一関市域の密通事例

次に、一関市域において、江戸時代にどのような密通事件が生じて、どう処理されたかを確認したい。

### 1) 仙台藩領

『伊達治家記録』には、一関市域の仙台藩領で密通や強姦事件が10件ほどみられるので、そのなかで特徴的な事例を掲げよう。

- ・元禄10年(1697)11月25日に、東山千厩町(千厩町)善右衛門子の新兵衛と牡鹿江島(現女川町)源十郎妻は、密通したうえ出奔した罪で男女とも梶首(=獄門)とされた(『肯山公(=4代藩主綱村)治家記録』後編巻の86、同年12月22日条(『伊達治家記録』19、525頁))。これが『治家記録』にみられる最初の事例である。『評定所格式帳』制定以前の事例であるが、第1項の原則通りである。
- ・正徳4年(1714)8月、東山津谷川村(室根町)の弥五郎妻は、瞽者清三と密通してともに縊死したことにより、本所において梶首された。清三の屍は矢口檢校一派の法によって、本所において斬刑に処された(『獅山公(=5代藩主吉村)治家記録』巻の44、同月25日条)。これは屍仕置きの事例である。密通した弥五郎妻は原則通り梶首であるが、視力障礙者である清三は、矢口檢校に渡されて斬刑となっている。これは、当時、視力障礙者は当道座という視力障礙者の団体に強制加入させられ、その団体の法に服すことになっていたからである。
- ・享保2年(1717)11月22日に、一関山伏文殊院三男新八と流金森村(花泉町)加左衛門妻で、当時有壁町(宮城県栗原市)弥三郎の下女だった「菊」が密通のうえ出奔した罪で、それぞれその所において梶首の判決を下された。ただし、両人とも一関藩領民のため一関藩留守居に預けられ、一関藩が刑を執行することとされた(『同上』巻の57、同年12月朔日条)。→『増補刑罪録』408号参照。
- ・享保15年(1730)7月、東山大籠村(藤沢町)甚内添え人の甚五左衛門は、山田村彦七郎子八之丞の妻を強姦したうえ、彦七郎夫婦に木を投げ付けて負傷させた罪で、七北田処刑場(現仙台市泉区)において斬刑とされた(『同上』巻の108、同月22日条)。
- ・元文5年(1740)12月、本吉郡北方鹿折村(現気仙沼市)助之丞借屋の伊三郎は、東山大原駅(大東町)弥八妻に通じ、かつ弥八が妻を離縁したのち、その女を養妹として姪犯し人倫を乱したとして、その女とともに七北田において梶首とされた(『同上』巻の149下、同月11日条)。この事例は、大原の地名が出ているので取り上げてみた。
- ・寛延3年(1750)11月、西岩井郡中里町(旧一関市)平六借屋の銀内は、有夫の女に奸姦し、将来夫婦になることを約束して、その女の夫源七が喪心同然であることを利用して、離縁を求める書面の稿案を書き与えて女の父兄を説き伏せ、その訴状を出させた

ことにより、七北田において斬刑に処された。相手の同郡同町の源七妻も、銀内と姦通のうえ、銀内と夫婦になりたいため、姑の病を顧みず実家に帰ったままでおり、かつ夫家に帰らない理由として夫が喪心同然であると夫に罪をなすりつけたとして、同じく七北田で斬刑となった（『忠山公（=6代藩主宗村）治家記録』巻の30、同月19日条）。

## 2) 一関藩領

次に一関藩領の事例であるが、『増補刑罪録』の「不義密通」の項には40件ほどの記事がある。このなかからいくつかを選択して掲げよう。

- ・元禄14年（1701）5月、大町（旧一関市）の善左衛門は、喜太夫妻を次郎兵衛に密会させて金を取ることを企んだ罪で「斬罪・獄門」（402号）、善左衛門旧借家の喜太夫は、妻に密会させて、密夫より金子を取る企みに同意した罪で「鼻を削ぎ他国追放」（403号）、喜太夫妻は、夫に同意して密夫より金子を取ろうと企んだとして、「關所売人」（404号）に処された。これは典型的な「美人局」事件である。

- 女房よろこべ五両だぞ五両だぞ 四五両のおこわをむすこタべくい  
きょうほう
- ・享保16年（1731）5月、東山南小梨村（千厩町）角助妻の「きく」は、仙台藩領の者と密通したことで、「島奴」の判決を受けた（409号）。『増補刑罪録』には、仙台藩の評定所で密通を理由に獄門の判決を受けた一関藩領の男女の事例は掲げられているが、一関藩の御僉議所での獄門判決はみられない。次に出てくるのがこの島奴に処された事例で、以後島奴事例が頻繁に出てくる。
  - ・明和元年（1764）4月、下黒沢村（旧一関市）権四郎子の太郎助は、妻に定まっていない前に不義をし、女の申し分に任せて自分の家に連れてきたとして、「牢舎三十日」とされた。その女は出奔したため「御構いなし」になっている（413号）。結納を取り交わして縁夫・縁婦となれば夫婦に準じた取り扱いをされたので、この事例は、婚約以前に親の同意を得ないまま不義をしたということだろうか。これも軽いながら処罰を受けている。
  - ・明和5年（1768）3月、石川喜兵衛は伯父である佐藤弁太夫の妻「そへ」と密通したことにより、兩人とも凡下（=庶民）に落とされたうえ獄門に処された（414号）。これは単純な密通ではなく、伯父の妻との密通という倫理面が考慮されて、重い処罰になったのであろう。
  - ・享和元年（1801）6月、東山摺沢村（大東町）の小四郎は、離縁した同村銀兵衛妹の千代と密通し、小四郎は「牢舎三十日」、千代は「押込三十日」とされた。本来なら千代も牢舎に処すべきところ、すでに数月牢に入れられていたため宥免の結果押込とされたものである（421号）。離縁した元夫婦が関係することも密通と呼ばれている。夫婦は別れたくなかったのに、周りから無理に別れさせられたのであろうか。だとすると、この点が考慮されて、「牢舎三十日」という軽い拘禁刑が採用されたのかもしれない。
  - ・文政4年（1821）7月、流涌津村（花泉町）の専吉と同村長太郎後家娘の「いせ」は、密通の罪で、それぞれ「金沢町において女一同七日肆のうえ、過料人足七十人」「金沢町において男一同七日肆」のうえ、夫へ相渡し、夫心次第にいたすべきこと、ただ

し、身命に關わり候義は相ならず候こと」との判決を受けた。さらに「いせ」に対しても、不義をして出生した子は、だれの子か不明であり、有夫の身として数人に密会し、放蕩者の慰みとなつたが、合意のうえの行為ではないためである、との記述が付加されている（422号）。この事例の生じた状況が必ずしも明瞭でないが、密通事件の刑罰としてさらし刑が採用されている初めての例として掲げておいた。

- ・嘉永6年（1853）9月、御本陣守惣次郎養母の「ひさ」は、後家の身として旅人の酒の相手となり、不義したうえ女子を出生したとして、「町場において七日肆」に処された（439号）。このさらし刑は、幕府が女犯の所化僧や相対死（二心中）未遂者に科したさらし刑と同様の性格をもち、恥辱を与えることを目的としたものであろう。密通の当事者への刑罰としてさらし刑が採用される例は佐渡でもみられるようであり（氏家幹人『不義密通』（講談社選書メチエ、1996年）215・6頁）、おそらく他の地域でも検出できるのではなかろうか。

### III 一関藩の密通内済

仙台藩の密通内済の事例には、残念ながら接していない。しかし、これは単に記録が残らなかっただけであり、密通を内済することは実際にはきわめて多かったのではないか。

一方、一関藩については密通内済の存在を確認することができる。それは、内済が一応成立したもの、何らかの理由で軽い処罰を受け、記録として残ったものである。記録として残らなかつた密通内済事例は、仙台藩領と同様にもっと多かったと思われる。

#### 1) 軽い処罰を受けた事例

『増補刑罪録』には、軽い処罰を受けた次の例が掲げられる。

- ・文政5年（1822）3月、流峠村（花泉町）旧組頭の甚蔵は、有夫の女と密通のうえ一緒に出奔したが、その後両人とも立ち帰り、夫との内済が成立した。しかし、女は里元にいると心得て密談しようと女のもとに行つたため、それが不届きだとして重い処罰を加えられるべきところ、密会の次第も内済が整い、またすでに数月入牢していたことも考慮され、「過料代拾貰文」という罰金刑で済んだ（423号）。
- ・おそらく上記甚蔵の密通相手と思われるが、同年同月、同村栄蔵妻の「あさ」は、有夫の身として密通のうえ、密夫ともども出奔したが、内済が整ったとして、「牢舍三十日」に処された。なお、この事件については、「あさ」の本夫が押込3日、肝入・組頭・親類・組合も叱りの処分を受けている（424号）。密通事件を防止できなかつた責任を問われたものであろうか。

#### 2) 内済介入者が分かる事例

次の事例は、密通事件としてもいさか特異であるとともに、内済を勧めた人物がそれなりに分かる事例である。

- ・弘化元年（1844）4月、御持筒組多喜治妻の「けん」は、有夫の身としてみだりに男に交わって酒宴したうえ、数人に取り抑えられて不義され、意外の者にまで慰められたとして、「牢舍五十日」に処せられた（433号）。同時に、一関町黒沢茂兵衛倅の五兵衛等6人が、上記「けん」を取り抑え、「数人にて不義し、一旦逃げ去つた」罪で、「その處において七日肆のうえ、過料人足百人宛」を科せられた（435号）。犯行に

加わった一関町黒沢東助伴の卯兵衛等 6 人は出奔したらしい(2535 号)。また、一関町歌治郎等 4 人も、上記「けん」が同町若者どもと不義しているのを見受けながら見流し、かえって一緒に立ち喰いだのは、みだらな行為へ同意したのに紛れなく、そのうえ重大な事件を内済したとして、「過料人足五十人宛」を科せられた(434 号)。

・なお、被害者「けん」の夫である御持筒組多喜治は、妻の不義の風唱を気付かず打ち捨てておき、そもそも夫として妻を制動しなかったとして、押込 3 日に処され(2209 号)、犯行現場の居宅住人である一関村の白土浜之助が、留守中に当該不義の行われたことを、後になってから知ったにもかかわらず訴え出なかつたとして戸結 15 日(2207 号)を、犯行を心得えておりながら見捨てていた一関村三浦治右衛門伴の富治郎等 2 人が戸結 5 日ずつ(2208 号)を申し渡された。

御持筒組多喜治妻「けん」が、まったくの素人なのか、それとも遊女ないし酌婦的な性格なのか、必ずしもよく分からぬが、若者が集まっている酒宴の場に身をおいて、集団レイプを受けたという状況だろうか。このような若者の集団の一部である歌治郎などが内済を勧めたことが記されているが、内済に動いたのは彼らだけではない。

・同年同月、二関町三吉召仕千代吉等 5 人が、上記事件の「内済へ立ち入り候」として「押込五日」に処される(1299 号)とともに、同じく内済に立ち入って、礼物まで受納した罪で、「御手廻り」の菊治が「押込五日」、「同役小頭」の喜作が「同三日」の処分を受けた(1301 号)。さらに、山田専右衛門が同事件に関して「御手廻菊治へ合心、諸方へ手配せしめ内済し、礼物を受納し、加えて内済祝として酒店へ指し越し」たのは、侍に似合わない行為だとして、「慎み」とされた(1054 号)。なお、一関町熊谷米三郎弟の徳三郎は、事件を知りながら訴え出ず、かえって金子を用立てて内済させたとして押込 2 日に処された(2210 号)。

二関町三吉召仕千代吉等 5 人がどのような立場の者かは不明だが、御手廻り菊次・同役小頭喜作・山田専右衛門は、被害者側の関係者ではなかろうか。中井陽子編『一関 原田文書』(川嶋印刷、1986 年)157 頁～161 頁に、「御手廻り御駕籠の者」「御手廻り御馬取」「御手廻り清助御普代に相成り候」などの記事がみえる。これらより推測すると、「御手廻り」とは、藩主の乗馬の口取りや駕籠の担ぎ手等の低い身分の家臣であろう。

だとすると、彼らは被害者の夫である御持筒組多喜治——おそらく足軽であろう——とほぼ同等の身分の者であり、何らかの交流があったとの推測も不可能ではない。山田専右衛門が彼らの上司かどうか不明だが、御手廻り菊次等の依頼を受けて内済に立ち入ったのだから、やはり被害者側の関係者であろう。すなわち、本事件では、加害者・被害者双方の関係者が、それぞれの立場で協力しながら内済を成立させたのである。

以上、一関藩領における密通内済事例を紹介した。密通を内済させるためには、おそらく多額の金銭が支払われたことと思われるが、その具体的金額などが分かる事例には接することができなかつた。刑事判例集である『増補刑罪録』にはこのような限界があり、他の資料を探索する必要がある。

#### IV 密通の結果生まれた子の処遇

##### 1) 江戸時代の慣行

江戸時代には、子は正式に結婚している夫と妻(及び妾)<sup>しょう</sup>との間に生まれることを前

のではないか。

### おわりに

武士の社会では、男の血の継続がきわめて重視された。それゆえ、妻が夫以外の男と接する密通は、死に値する重罪とみなされた。江戸時代には、この武士社会の観念が庶民社会にも持ち込まれ、その前期においては密通はやはり死刑に処されるものとされた。

だが、仙台藩や一関藩では、後期においては、密通が死刑に処されることではなくなり、多くは島奴の判決を受けるようになる。さらに、江戸幕府では密通の内済が許されたように、一関藩でも密通内済が確認される。一関市域の仙台藩領については、密通内済の記録に接することができなかつたが、これは単に記録として残らなかつただけであり、實際には多くの密通が、当事者とその関係者によって内済で処理され、表沙汰にならなかつたのではなかろうか。

しかし、密通が問題視されるのはほとんどが妻の密通であり、夫が刑に処されるのは有夫の女と関係したときのみである。無夫の女と性交渉をもっても夫は何ら罰せられなかつた。妻だけが貞操を守る義務を負わせられた時代、それが江戸時代であり、さらには昭和22年までそれが続いたのである。

江戸時代の資料には、密通で処罰された夥しい妻の記録が残されている。妻が夫以外の男と接することは、一般的にいって許されることではないだろう。しかし、夫婦双方が貞操を守ることを求められている現在とは異なり、江戸時代は妻のみが一方的に貞操を守ることを要求された社会であることを忘れてはならない。

さらに、密通の結果生まれた子は、その存在自体を隠蔽されたり差別されたりした。生まれてきた子には何ら責任がないにもかかわらず日陰者として扱われた。このことは母親の受けれる差別と偏見以上に重視しなければならないのではなかろうか。